

I. 会社の概要

2020年3月31日現在

会社名	アクサ損害保険株式会社	ホームページ	https://www.axa-direct.co.jp/
本社所在地	東京都台東区寿 2-1-13 借楽ビル		
お問い合わせ・ご相談窓口	<p>【ご契約内容に関するご照会】</p> <p>○自動車・バイク保険：0120-266-193 [月～金] 9:00-18:00、[土・日・祝] 9:00-17:00</p> <p>○ペット保険：0120-324-384 [月～金] 9:00-18:00、[土] 9:00-17:00、[日・祝] 休み</p> <p>【事故・故障発生時のご連絡】</p> <p>○自動車・バイク保険：0120-699-644 [24時間 365日]</p> <p>○ペット保険：0120-800-044 [土・日・祝・12月31日～1月3日を除く] 9:00-17:00</p> <p>【保険商品に対するご相談・苦情等】</p> <p>○商品共通：0120-449-669 [土・日・祝・12月31日～1月3日を除く] 9:00-17:00</p>		
国内営業拠点数	4	国内損害サービス拠点数	2
従業員数	922	国内代理店数	189
沿革	<p>1998年6月 会社設立</p> <p>10月 損害保険事業免許取得</p> <p>11月 ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ (UAP 保険会社) 日本支店の保険業務を包括移転により継承</p> <p>1999年7月 「アクサダイレクト総合自動車保険」を販売開始</p> <p>2002年2月 ロイヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス (REA) 日本支店の保険業務を包括移転により継承</p> <p>2004年12月 アクサ ジャパン ホールディング株式会社が弊社の全発行済株式を (AXA グループ (AXAS. A.) より) 取得する。これによりアクサ ジャパン ホールディング株式会社の100%子会社となる。</p> <p>2005年4月 リスク細分型による「バイク保険 (二輪・原付)」を販売開始</p> <p>2011年4月 「ペット保険」を販売開始</p> <p>6月 アリアンツ火災海上保険株式会社からペット保険契約を包括移転により継承</p> <p>2014年10月 親会社であったアクサ ジャパン ホールディング株式会社が「生命保険事業免許」を取得し、アクサ生命株式会社を吸収合併。社名を「アクサ生命」に変更するとともに、旧アクサ生命の業務を完全継承し、生命保険会社として業務を開始。弊社は新アクサ生命株式会社の連結子会社となる。</p> <p>2016年3月 「ISO 10002/JIS Q 10002」 (品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針) に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築</p> <p>2017年2月 「消費者志向自主宣言」を策定</p> <p>6月 「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定</p> <p>2019年4月 4月1日 アクサ生命保険株式会社は、持株会社であるアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を設立 4月2日 アクサ生命保険株式会社が保有する全発行済株式を現物分配によりアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社に譲渡され、弊社はアクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社の100%子会社となる。</p> <p>4月 「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を改定</p>		
経営理念	<p>保険を通じてお客さまの人生をお守りし、より充実したものとなるようお手伝いすることを企業活動の目的として、革新的で卓越した顧客体験をお届けすることにより、お客さまから最も信頼されるパートナーとなることを目指しています。</p>		

II. 主な経営指標等の状況

※ 以下では、各社における代表的な経営指標等に限定して掲載していますので、より全体的・詳細な情報につきましては各社のホームページをご覧ください。

また、各指標についての簡単な説明を本紙次頁以降に記載しているほか、日本損害保険協会のホームページ上で「損害保険会社のディスクロージャーかんたんガイド」(<https://www.sonpo.or.jp/report/publish/accounting/0004.html>) も用意しておりますので、併せてご覧ください。

(単位は“百万円”、ただし「正味損害率」「正味事業費率」「ソルベンシー・マージン比率」は“%”)

	2019年度	2018年度	2017年度		2019年度	2018年度	2017年度
正味収入保険料	54,264	53,169	52,099	保険引受利益	4,130	5,128	5,770
(うち火災保険)	0	0	0	経常利益	4,504	5,702	6,283
(うち自動車保険)	50,385	49,503	48,556	当期純利益	2,760	4,089	4,330
(うち傷害保険)	283	325	377	資本金の額	17,221	17,221	17,221
正味支払保険金	31,519	29,279	28,662	総資産額	86,868	92,854	95,398
(うち火災保険)	-	2	-	純資産額	27,384	29,358	24,866
(うち自動車保険)	28,771	26,819	26,551	ソルベンシー・マージン比率	576.6	875.6	782.5
(うち傷害保険)	141	160	176	責任準備金残高	24,728	24,168	24,453
正味損害率	65.8	62.5	62.4				
正味事業費率	27.7	26.5	23.5				

1. 2019年度から保険料計上の算出基準を変更しており、当該算出基準の変更を上記の過年度の計数に反映しております。
2. 上記会計基準の変更により、会計数値について遡及修正を行っておりますが、ソルベンシー・マージン比率については遡及修正を行っておりません。

主な経営指標の解説

●正味収入保険料

一般の企業の売上高に相当するもので、お客様からいただいた保険料から、再保険(※1)に要した保険料等を加減したものです。

《算式》

「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「支払再保険料」－「収入積立保険料(※2)」

(※1) 再保険

損害保険会社が引き受けた危険を分散するために、保険契約上の責任の一部または全てを他の損害保険会社に引き受けてもらうことです。

(※2) 収入積立保険料

積立保険において、お客様からいただいた保険料のうち、将来、お客様に返戻すべき満期返戻金等の原資に相当する部分の保険料です。

●元受正味保険料

お客様からいただいた保険料から、諸返戻金(満期返戻金を除く)を差し引いたものです。

《算式》

「元受正味保険料」＝「元受収入保険料」－「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

●正味支払保険金

お客様にお支払いした保険金と他の損害保険会社へ再保険で支払った再保険金の合計額から、再保険で回収した保険金を差し引いたものです。

《算式》

「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

●元受正味保険金

お客様にお支払いした保険金から、保険契約にかかる求償(※)などによる回収金を差し引いたものです。

(※) 求償

損害保険会社がお客様に保険金をお支払いすることによって、保険金を請求する権利を損害保険会社が代わりに取得し、事故の相手に対して請求することです。

●正味損害率

損害保険会社が受け取った保険料に対し、お支払いした保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものです。

《算式》

$$\text{「正味損害率」} = (\text{「正味支払保険金」} + \text{「損害調査費 (※)」}) \div \text{「正味収入保険料」}$$

(※) 損害調査費

損害調査業務や保険金支払業務に付随して発生する人件費、物件費、税金などの金額です。

●正味事業費率

損害保険会社が受け取った保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。

《算式》

$$\text{「正味事業費率」} = (\text{「保険引受にかかる営業費及び一般管理費」 (※1)} + \text{「諸手数料及び集金費 (※2)」}) \div \text{「正味収入保険料」}$$

(※1) 保険引受にかかる営業費及び一般管理費

損害保険会社の経費のうち、保険の募集・販売を行う営業部門や一般管理部門等の損害調査関係以外の業務に関する経費です。(資産運用などに要する経費を除きます。)

(※2) 諸手数料及び集金費

保険営業のために要した手数料等で、具体的には代理店手数料、保険仲立人手数料、募集費、集金費、受再保険手数料の合計金額から出再保険手数料を差し引いた金額です。

●保険引受利益

保険の引受けに関して、どのくらいの利益をあげたかを示したものです。

●経常利益

本来の事業活動により、どのくらいの利益をあげたかを示したものです。

一般の企業では、営業と営業外による収支で構成されていますが、損害保険会社の場合には、保険の引受、資産運用とその他の収支で構成されています。

●当期純利益

損害保険会社の最終的な利益を示したものです。

経常利益に、その年度の臨時・突発的な収入・支出・税金等を加減した最終的な利益です。

●ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社の保険金等の支払い能力を示す指標です。

損害保険会社が、巨大災害や保有資産の大幅な価格下落など通常の予測を超えるリスクに対し、どのくらいの支払余力を有しているかを判断するための行政監督上の指標であり、ソルベンシー・マージン比率が 200%以上であれば、その損害保険会社の保険金等の支払い能力は問題ないとされています。

この指標は損害保険会社の健全性を見る上で重要な指標の一つですが、この指標だけにとらわれず、その他の指標と併せて総合的に見る必要があります。

なお、リスク計測の厳格化等を図るため、2011 年度から、算出にかかる法令等が改正されています。

●総資産額

損害保険会社の資産規模を示したものです。

国債・株式などの有価証券、現金、預貯金、貸付金、不動産などすべての資産を合計したものです。

●純資産額

総資産額から、責任準備金等の負債額を差し引いたものです。

●責任準備金

将来の保険金等の支払いに備えて、あらかじめ積み立てておく準備金のことです。